

国立大学法人電気通信大学監事会要項

平成20年11月 6日

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「法人」という。)に監事会を置く。

(目的)

第2条 監事会は、法人において監事が実施する業務及び会計監査(以下「監事監査」という。)を適正かつ効率的に運営するため必要な事項を協議するとともに、監事相互の連絡調整を行うことを目的とする。

(職務)

第3条 監事会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 監事監査の基本方針及び監査計画の作成に関すること
- (2) 監査結果報告書の作成に関すること
- (3) 文部科学大臣への意見の提出に関すること
- (4) 監事監査に係る諸規定の制定及び改廃に関すること
- (5) 会計監査人及び内部監査室との連携に関すること
- (6) その他監事監査に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、監事会は、監事監査により得られた重要な情報について監事相互で連絡調整し、及び共有するものとする。

(組織)

第4条 監事会は、監事をもって組織する。

(開催)

第5条 監事会は、定期的を開催する。ただし、監事が必要と認めた場合には、臨時に開催することがある。

(役員等からの報告等)

第6条 監事は、必要に応じ監事会において、監事以外の役員、職員、会計監査人その他関係者から説明、報告又は資料の提供を求めることができる。

(記録)

第7条 監事会は、監事会における協議に係る記録を作成する。

(事務)

第8条 監事会に関する事務は、内部監査室において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、監事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年11月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。